

市川市地球温暖化対策推進協議会

令和5年度 定期総会資料



市川市地球温暖化対策推進協議会 設立趣意書

私たちは、産業革命以降、豊かで便利な生活を求め、社会経済活動を活発化させてきました。しかし、その結果、大気中には、大量の温室効果ガスが排出され、それに伴う地球温暖化の急激な進行を招きつつあります。このままでは、多様な生物の生存を脅かすのみならず、人類の生存をも危うくすることが懸念されています。

市川市は今、誰もが健やかに暮らせる「健康都市」を目指し、取り組んでいます。その実現と継承のためには、豊かな自然や限りある資源を子どもたちに残していくことが必須です。

このかけがえのない地球環境は、今生きている私たちだけのものではありません。子どもたちの未来を見据え、今こそ行動を開始する時です。

大人の私たちが自ら、率先して地球温暖化対策に取り組んでいきましょう。そのための推進組織として、市民、事業者、関係団体、市で構成する「市川市地球温暖化対策推進協議会」をここに設立いたします。

平成 22 年 11 月 24 日

「市川市地球温暖化対策推進協議会」暫定役員会一同

資料一覧

【議題】

- | | | |
|----------|-----------------|-----|
| 1) 第1号議案 | 「令和4年度 事業報告」 | 1 頁 |
| 2) 第2号議案 | 「令和4年度 決算」 | 2 頁 |
| | 「令和4年度 監査報告書」 | 3 頁 |
| 3) 第3号議案 | 「令和5年度 事業計画（案）」 | 4 頁 |
| 4) 第4号議案 | 「令和5年度 予算（案）」 | 6 頁 |
| 5) 第5号議案 | 「役員の選出について（案）」 | 7 頁 |
| 6) 第6号議案 | 「規約の改正について（案）」 | 9 頁 |

【参考資料】

- | | |
|--|------|
| 役員名簿 | 10 頁 |
| 市川市地球温暖化対策推進協議会 規約 | 11 頁 |
| 市川市地球温暖化対策推進協議会 細則 | 14 頁 |
| 「低炭素地域づくりサミット2011 in いちかわ」
共同宣言（いちかわ宣言） | 16 頁 |

令和 4 年度事業報告

(令和 4 年 5 月 1 日 ～ 令和 5 年 4 月 30 日)

活動テーマ：50 万人のクールチョイスいちかわ～2030 年に向けて～

時 期	事業名	内 容 ・ 実 績
5 月	定期総会	書面開催
7 月～9 月	未来ノートによる出前授業	小学 4 年生を対象に「未来ノート」を使った出前授業を実施。 実施校 1 校 4 クラス 125 名 (鬼高小学校)
7 月～9 月	夏季省エネチャレンジ	市民の普段の生活での省エネに取り組む様子の写真を募集・Web サイトにて紹介。 参加者 10 名
8 月 4 日	親子環境映画上映会	若い世代への普及啓発として、小学生の親子を対象とした親子環境映画上映会。「WALL・E (ウォーリー)」 来場者数 149 名
1 月	環境書き初め	小学生を対象として「環境書き初め」の募集及び展示を実施。 参加者 42 名
2 月 4 日	環境かるた大会	小学生を対象に、環境かるたを使い、遊びながら環境について学ぶかるた大会。 会場 KeiyoGAS Community Terrace 参加者 31 名
2 月 25 日	地球温暖化防止特別講演会 & 特別対談	迫る気候変動の危機～市川市のカーボンニュートラルの実現に向けて、行政・企業・教育機関・市民にそれぞれできること～ 講師 平田仁子 氏 参加者 91 名
通年	会員加入の促進	事業の実施を通じての会員募集 ■個人 233 名、団体 34 団体 【R 4.4 月末現在】 ■個人 240 名、団体 35 団体 【R 5.4 月末現在】

令和4年度 決算

(収入の部)

(単位: 円)

科目	当初 予算額	補正 予算額	流充用額	予算現額	収入済額	予算現額と 収入済額との 比較	備考
前年度繰越金	406,869	0	0	406,869	406,869	0	
寄附金	60,000	0	0	60,000	20,000	△ 40,000	環境フェア協賛金
その他の収入	400,000	0	0	400,000	400,003	3	市負担金、県環境財団助成金
合計	866,869	0	0	866,869	826,872	△ 39,997	

(支出の部)

(単位: 円)

科目	当初 予算額	補正 予算額	流充用額	予算現額	支出済額	予算現額と 支出済額との 比較	備考
総会運営費	30,000	0	0	30,000	7,392	22,608	
通信運搬費	30,000	0	0	30,000	7,392	22,608	会員宛案内送付及び報告書郵送代
事業費	721,000	0	0	721,000	462,461	258,539	
謝礼金	130,000	0	0	130,000	61,540	68,460	地球温暖化防止月間特別講演会謝礼金
消耗品費	170,000	0	0	170,000	99,935	70,065	環境フェアクイズラリー景品等
使用料及び賃借料	140,000	0	0	140,000	132,880	7,120	親子環境映画上映会DVDレンタル代
会場費	112,000	0	0	112,000	78,300	33,700	親子環境映画上映会会場等
印刷製本費	104,000	0	0	104,000	69,250	34,750	イベントPR用ちらし作成等
通信運搬費	65,000	0	0	65,000	20,556	44,444	zoom契約費等
手数料	0	0	0	0	0	0	
予備費	115,869	0	0	115,869	550	115,319	銀行窓口両替手数料として
合計	866,869	0	0	866,869	470,403	396,466	

収入済額 ー 支出済額 = 翌年度繰越額
826,872 円 ー 470,403 円 = 356,469 円

令和5年5月1日
市川市地球温暖化対策推進協議会
会長 高村 民雄

令和4年度 監査報告書

令和4年度市川市地球温暖化対策推進協議会の会務及び収支決算
について監査を行ったところ、その運営及び経理事務は適正にして妥当
と認められました。

令和5年5月2日

市川市地球温暖化対策推進協議会

監事 齋藤 真実

監事 市来 均

令和 5 年度 事業計画（案）

1. 本会の目的：

市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づく対策、主に日常生活における温室効果ガスの削減を、市民・事業者・関係団体および市が協働で推進する。

2. 事業年度：令和 5 年 5 月 1 日～令和 6 年 4 月 30 日

3. 活動テーマ

「50 万人のクールチョイスいちかわ～2030 年に向けて～」

※2013 年度比 38%削減目標

4. 活動の方向性：

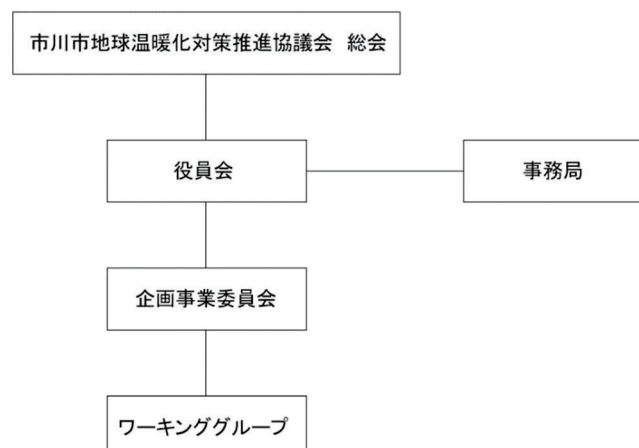
環境問題について市民みんなが参加できる事業を通して、市川の環境について周知、再発見の機会を与え、地域からの地球温暖化対策の推進を図る。

新しく策定された市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、2030 年温室効果ガス 38 %削減という目標に向けて活動していく。

また、新型コロナウイルスの影響を受け、既存の事業が実施しづらい中、新しい時代に合った事業を積極的に実施する。

活動テーマ 3 年目となる令和 5 年度は今までの事業の結果を踏まえ、より効果的かつ効率的に推進を図る。

5. 組織構成：



6. 令和5年度 事業計画（年間スケジュール）

時 期	件 名	内 容
5 月	定期総会	予算決算・事業計画の承認を求める ○書面開催
6 月	環境フェア 6 月 4 日（日）	いちかわ環境フェア（主催：市川市）に参加。 ※内容 環境パネル展示、環境書き初めの展示など
7～9 月	環境学習	小学 4 年生を対象に「未来ノート」を使った出前授業
8 月	親子環境映画 上映会	若い世代への普及啓発として、小学生の親子を対象とした親子環境映画上映会
7～9 月	夏季省エネチャレンジ	市民の普段の生活でのエコ活動を募集
12 月	地球温暖化防止月 間講演会	地球温暖化問題の現状とその原因と対策についての知識を深めることを目的とした講演会 ○対面もしくはオンライン開催
1 月	環境書き初め	環境に関する言葉の書き初めを小学生を対象に募集し、展示
1 月	環境かるた大会	環境かるたを使い、遊びながら学べる、子どもを対象としたかるた大会
実施時期 未定	エコキャンパスツアー	自然エネルギー100%大学である千葉商科大学の見学ツアー。学生団体 SONE と連携。
実施時期 未定	再生可能エネルギー セミナー（相談室）	再生可能エネルギーの設置を促進するため、疑問点を解決できるセミナーの実施
通年	会員加入の促進	事業の実施に通じての会員募集 ■個人 233 名、団体 3 4 【R4.5 月時点】 ■個人 240 名、団体 3 5 【R5.4 月現在】

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、事業を変更または中止することがあります。

第4号議案

令和5年度 予算

<収入の部>

(単位：円)

科目	予算額		比較増減	備考
	本年度	前年度		
前年度繰越金	356,469	406,869	△ 50,400	
寄附金	60,000	60,000	0	スタンプラリー協賛金
その他の収入	400,000	400,000	0	市負担金、千葉県環境財団助成金等
合 計	816,469	866,869	△ 50,400	

<支出の部>

(単位：円)

科目	予算額		比較増減	備考
	本年度	前年度		
総会運営費	10,000	30,000	△ 20,000	
消耗品費	0	0	0	
通信運搬費	10,000	30,000	△ 20,000	会員宛案内郵送代
旅費交通費	0	0	0	
事業費	799,000	721,000	78,000	
謝礼金	100,000	130,000	△ 30,000	地球温暖化防止月間講演会における講師謝礼金
消耗品費	204,000	170,000	34,000	スタンプラリー景品、かるた大会賞状景品代等
賃借料	100,000	140,000	△ 40,000	親子映画DVDレンタル代
会議費	0	0	0	
会場費	180,000	112,000	68,000	親子映画会場代、地球温暖化防止月間講演会会場代
印刷製本費	148,000	104,000	44,000	未来ノート増刷、親子映画ちらし等印刷代
通信運搬費	67,000	65,000	2,000	Zoom使用料等
旅費交通費	0	0	0	
予備費	7,469	115,869	△ 108,400	
合 計	816,469	866,869	△ 50,400	

役員の選出について（案）

現役員の任期は、令和 3 年 5 月 2 6 日から令和 5 年度の総会の日までとなっておりますが、道下経枝副会長、川村由紀子理事が一身上の都合により、役員の職を辞する意思を表明されたため、新たに 2 名の役員候補者を次のとおり提案いたします。

○役員退任希望者

No.	氏名	所属団体等
1	道下 経枝	まちづくり家づくり Café Ichikawa
2	川村 由紀子	第 1 期市川市環境活動推進員

○新役員（案）

No.	氏名	所属団体等
1	片山 雅寛	千葉県地球温暖化防止活動推進員
2	北嶋 寛太	千葉商科大学 学生団体 SONE

市川市地球温暖化対策推進協議会役員候補

令和5年5月8日現在

No.	役 名	氏 名	所属等
1	理事	アラヤ エイチロウ 荒谷 栄一郎	東京電力パワーグリッド株式会社 京葉支社 支社長代理
2	理事	イシグチ ユタカ 石口 豊	北越コーポレーション株式会社 白板紙事業本部 関東工場 安全環境管理室長
3	理事	イトウ ヤスシ 伊藤 康	千葉商科大学 人間社会学部教授
4	理事	ウエダ マサミ 上田 雅巳	京葉ガス株式会社 葛南支社 お客様サービス グループマネージャー兼葛南支社長代理
5	理事	カタヤマ マサヒロ 片山 雅寛	千葉県地球温暖化防止活動推進員
6	理事	キタジマ カンタ 北嶋 寛太	千葉商科大学 学生団体SONE
7	理事	クロイワ ダイジ 黒岩 大二	市川市立鬼高小学校 校長
8	理事	クロダ カズヒロ 黒田 和宏	市川商工会議所 議員
9	理事	サイトウ マミ 齋藤 真実	千葉商科大学 非常勤講師 (第6期 市川市環境市民会議)
10	理事	タカハシ コ 高橋 ひろ子	市川市婦人団体連絡協議会 副会長
11	理事	タカムラ タミオ 高村 民雄	千葉大学名誉教授
12	理事	タナカ ミサコ 田中 美砂子	市川市環境活動推進員
13	理事	トミタ ヒロシ 富田 博	NPO法人 いちかわ地球市民会議
14	理事	ニシクラ カズヒロ 西倉 和弘	市川市環境部総合環境課 課長
15	理事	ヤマオカ カズヒロ 山岡 和宏	
16	理事	イチキ ヒトシ 市来 均	公益財団法人 市川市清掃公社 理事長

市川市地球温暖化対策推進協議会規約の一部改正について

市川市地球温暖化対策推進協議会規約（平成２２年１１月２４日施行）の一部を次のように改正する。

第12条 本会の事務局は、市川市環境部総合環境課に置き、事務を処理する。

２ 会員から意見等を聴取した場合、役員会若しくは委員会に報告する。

附 則

この規約は、令和５年５月〇日から施行する。

【理 由】

市川市の組織変更に伴い、事務局担当課に変更があったことから、名称を改めるものである。

現行	改正案
市川市地球温暖化対策推進協議会 規約 (略) (事務局) 第12条 本会の事務局は、市川市環境部<u>生活環境整備課</u>に置き、事務を処理する。 ２ 会員から意見等を聴取した場合、役員会若しくは委員会に報告する。 (略)	市川市地球温暖化対策推進協議会 規約 (略) (事務局) 第12条 本会の事務局は、市川市環境部<u>総合環境課</u>に置き、事務を処理する。 ２ 会員から意見等を聴取した場合、役員会若しくは委員会に報告する。 (略)

令和4年度 市川市地球温暖化対策推進協議会役員一覧

(令和5年4月現在)

No.	役 名	委員会	氏 名	所属等
1	理事（会長）		高村 民雄	千葉大学名誉教授
2	理事（副会長）	企画事業	道下 経枝	第6期 市川市環境市民会議
3	理事（会計）		田中 美砂子	市川市環境活動推進員
4	理事		荒谷 栄一郎	東京電力パワーグリッド株式会社 京葉支社 支社長代理
5	理事		石口 豊	北越コーポレーション株式会社 白板紙事業本部 関東工場 安全環境管理室長
6	理事		伊藤 康	千葉商科大学 人間社会学部教授
7	理事	企画事業	川村 由紀子	第1期市川市環境活動推進員
8	理事		西倉 和弘	市川市環境部総合環境課 課長
9	理事	企画事業	上田 雅巳	京葉ガス株式会社 葛南支社 お客様サービスグループマネージャー兼葛南支社長代理
10	理事		黒田 和宏	市川商工会議所 議員
11	理事		黒岩 大二	市川市立鬼高小学校 校長
12	理事		高橋 ひろ子	市川市婦人団体連絡協議会 副会長
13	理事	企画事業	富田 博	NPO法人 いちかわ地球市民会議
14	理事		山岡 和宏	
15	監事		齋藤 真実	千葉商科大学 非常勤講師 (第6期 市川市環境市民会議)
16	監事		市来 均	公益財団法人 市川市清掃公社 理事長

市川市地球温暖化対策推進協議会 規約

(名称)

第1条 この団体の名称は、市川市地球温暖化対策推進協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づく対策、主に日常生活における温室効果ガスの削減を、市民・事業者・関係団体および市が協働で推進することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地球温暖化対策に係る課題の検討と、啓発及び取り組みの立案に関すること
- (2) 地球温暖化対策に係る啓発及び取り組みの推進に関すること
- (3) 市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に係る状況把握及び施策評価、さらに課題の抽出と改善案の提案に関すること
- (4) 地球温暖化対策に係る情報の収集及び提供に関すること
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要なこと

(会員)

第4条 本会の目的に賛同し、活動若しくは協力する個人、事業者、団体、教育機関、行政等が会員となることができる。

- 2 本会の活動に参加、若しくは協力する意思を表明することで入会とする。
- 3 会員は、団体会員及び個人会員とする。

(役員)

第5条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以内
- (2) 監事 2名
 - 2 理事のうち1人を会長、1人を副会長、1人を会計とする。
 - 3 会長、副会長及び監事は、役員会において互選する。
 - 4 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 6 会計は、会長が指名し、会計に関する事務を掌理する。
 - 7 理事は、役員会に参加し、会務を執行する。
 - 8 監事は、必要に応じて役員会に参加し、本会の経理事務、運営を監理し、会員に経理事務及び事業の監査報告を行う。
 - 9 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 10 役員は、前項の任期が満了した後において、後任の役員が選出されるまでの間は、役員の職務を行うものとする。
 - 11 役員は、再任されることができる。

(顧問)

第6条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が役員会の承認を得てその在職期間を定めて委嘱する。
- 3 顧問は、役員会の求めに応じて、助言を行うほか、会議に出席し、意見を述べることができる。

(役員会)

第7条 役員会は、役員をもって構成し、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 役員会の議決は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議長が認めれば、傍聴している会員も発言することができる。
- 4 役員会は、次の事項を協議し、決定する。
 - (1) 総会に付議すべきこと
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関すること
 - (3) その他、総会の議決を要しない活動に関すること

(総会)

第8条 総会は、定期総会を毎年1回、及び臨時総会を必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 総会は、会員をもって構成する。
- 3 総会の議決は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 総会は、役員会から付議された次の事項を協議し、決定する。
 - (1) 運営方針に関すること
 - (2) 事業計画及び予算に関すること
 - (3) 事業報告及び決算に関すること
 - (4) 役員の選出に関すること
 - (5) 規約の改正に関すること
 - (6) その他、運営に関する必要事項

(委員会)

第9条 本会には、本会の活動を推進するため、役員会の承認を経て、委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関する必要な事項は、役員会において別に定める。

(資産)

第10条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄附金
- (2) その他の収入

(会計)

第11条 本会の会計年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

2 本会の予算は、毎会計年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

3 本会の決算は、毎会計年度終了後に会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(事務局)

第12条 本会の事務局は、市川市環境部生活環境整備課に置き、事務を処理する。

2 会員から意見等を聴取した場合、役員会若しくは委員会に報告する。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

1 この規約は、設立の日（平成22年11月24日）から施行する。

2 本会の設立当初の会計年度は、第10条の規定にかかわらず、設立の日から平成23年4月30日までとする。

(附則)（平成23年6月1日）

この規約は、平成23年6月1日から施行する。

(附則)（平成24年10月22日）

この規約は、平成24年10月22日から施行する。

(附則)（平成26年6月4日）

この規約は、平成26年6月4日から施行する。

(附則)（平成27年6月3日）

この規約は、平成27年6月3日から施行する。

(附則)（平成28年6月16日）

この規約は、平成28年6月16日から施行する。

(附則)（令和元年5月31日）

この規約は、令和元年5月31日から施行する。

市川市地球温暖化対策推進協議会 細則

第1章 委員会について

第1条 市川市地球温暖化対策推進協議会規約（以下、「規約」という。）

第9条第1項に定める委員会をつぎのとおり設置することができる。

- (1) 規約第3条第1項第1号から第4号に該当し、活動する委員会
- (2) 規約第3条第1項第5号に該当し、活動する委員会
- (3) 役員の選考を行う役員選考委員会
 - 2 前項第1号、第2号に基づく委員会は、会長が承認した者で構成する。
 - 3 第1項第1号、第2号に基づく委員会には、委員長1名、副委員長若干名を置く。委員長は、会長が役員の中から指名し、副委員長は、会長が役員もしくは会員の中から指名する。

第2章 役員選考委員会

（定数）

第2条 役員選考委員会（以下「選考会」）は、委員7名以内をもって組織する。

（選任）

第3条 委員は、会員の中で次に掲げる者から構成し、役員会が選任する。

- (1) 市 民
- (2) 事業者
- (3) 環境に係る活動を行っているNPO・団体の者
- (4) 学識経験者
- (5) 行政関係者

（委員長）

第4条 選考会に委員長を1名置き、委員の中から互選する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員の中から互選によりその職務を代行する。

（任期）

第5条 委員の任期は、役員会の選任から次期役員が総会で承認され、決定するまでとする。

（役員選考基準）

第6条 本会の目的並びに活動に賛同し、自ら地球温暖化防止への取り組みを行っている個人・事業者・団体。

- 2 本会の目的並びに活動に賛同する学識経験者。
- 3 行政関係者。

（任務）

第7条 選考会は第6条の役員選考基準に基づき、役員候補を選考し、役員会に提出する。

第3章 ワーキンググループ

(設置)

第8条 細則第1条第1項第1号及び第2号に基づく委員会には、ワーキンググループを置くことができる。

なお、ワーキンググループを設置した場合は、直近の役員会で報告するものとする。

(構成)

第9条 ワーキンググループは、会員のうち、希望者で構成する。

2 ワーキンググループには、リーダー及びサブリーダーを置く。

リーダー及びサブリーダーは、ワーキンググループにおいて互選する。

(役割)

第10条 ワーキンググループは、本会の活動方針に基づき、委員会の下、規約第3条に基づいて具体的な活動を行う。

2 ワーキンググループに関する必要な事項については役員会で別に定める。

第4章 役員会について

(代理出席)

第11条 役員会は、原則として役員の代理出席は認めない。ただし、会長が必要と判断した場合、役員の代理出席を求めることができる。

(附則)

1 この細則は、平成23年1月28日から施行する。

「低炭素地域づくりサミット2011 in いちかわ」

共同宣言（いちかわ宣言）

私たち地球温暖化対策地域協議会は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、住民、事業者、環境活動団体、行政等が連携して地域に根差した地球温暖化対策に取り組んできました。

こうした中、3月11日に起きた東日本大震災は、甚大な被害をもたらし、今も私たちの生活に大きな影響を与えています。

しかし、私たちは、この未曾有の災害から多くのことを学びました。

なかでも、電力需給の逼迫を受けて要請された今夏の節電は、私たち一人ひとりが自主的に行動を起こし、ライフスタイルや事業活動を持続可能なものへと変革しなければならないことを強く認識する契機となりました。

一方、国では温暖化対策に直結する今後のエネルギー政策について、抜本的な見直しの議論が進んでいます。

このことを踏まえ、今私たち地球温暖化対策地域協議会は、地域間の交流を着実に進め、力を合わせ地球温暖化対策に取り組むことで、低炭素社会の実現を目指してまいります。

そして、次のことを共に確認し努力していくことをここに宣言いたします。

1. 地球温暖化対策地域協議会の交流を拡げ、取り組みを全国に発信する
2. 地域で取り組んでいる地球温暖化対策の知識・知恵の共有を進める
3. 地域の地球温暖化対策の課題の共有化と解決策を検討し、それぞれが行動する

平成23年12月18日

葛飾区地球温暖化対策地域協議会
熊谷市地球温暖化対策地域推進協議会
さいたま市地球温暖化対策地域協議会
千葉市地球温暖化対策地域協議会
船橋市地球温暖化対策地域協議会
横須賀市地球温暖化対策地域協議会
横浜市地球温暖化対策推進協議会
市川市地球温暖化対策推進協議会